

岸本町・溝口町合併協議会 第1回会議

日時 平成15年5月13日(火)午後1時から

場所 岸本町農村環境改善センター 多目的ホール

1. 委員委嘱状交付式
2. 開会
3. 会長あいさつ
4. 副会長あいさつ
5. 委員等紹介
6. 合併協議会設置までの経緯
7. 報告事項
 - (1) 岸本町・溝口町合併協議会幹事会設置要領について
 - (2) 岸本町・溝口町合併協議会専門部会設置要領について
 - (3) 岸本町・溝口町合併協議会事務局規程について
 - (4) 岸本町・溝口町合併協議会財務規程について
 - (5) 岸本町・溝口町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
 - (6) 岸本町・溝口町合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程について
8. 協議事項
 - (1) 岸本町・溝口町合併協議会会議運営規程の制定について
 - (2) 岸本町・溝口町合併協議会小委員会規程の制定について
 - (3) 平成15年度岸本町・溝口町合併協議会予算について
 - (4) 平成15年度岸本町・溝口町合併協議会事業計画について
 - (5) 岸本町・溝口町合併協議会監査委員の委嘱について
 - (6) 岸本町・溝口町合併協議会協議項目の設定について
 - (7) 岸本町・溝口町合併協議会の協定項目等の協議調整方針について
 - (8) 各種事務事業の調整方針について
 - (9) 合併の方式について
 - (10) 合併の期日について
 - (11) 岸本町・溝口町合併協議会委員視察研修について
 - (12) 岸本町・溝口町合併まちづくり計画策定方針について
9. 提案事項
 - (1) 岸本町・溝口町合併協議会小委員会の運営について
10. その他
 - (1) 協議会スケジュール(案)について
 - (2) 岸本町・溝口町合併協議会委員研修について
 - (3) 委員報酬の支払い方法について
11. 閉会

岸本町・溝口町合併協議会委員名簿

職名	委員区分	氏名	備考
会長	1号委員 (行政関係)	河合 勝	岸本町長
副会長		住田 圭成	溝口町長
委員		石田 保	岸本町助役
	2号委員 (議会関係)	圓山 和紀	溝口町助役
		西村 忠	岸本町議会
		西郷 一義	岸本町議会
		下村 有象	岸本町議会
		野坂 明典	岸本町議会
		箕矢 静人	溝口町議会
		入江 正美	溝口町議会
		田中 宏	溝口町議会
		浦部 要右	溝口町議会
	3号委員 (学識経験者)	池田 義則	岸本町学識経験者
		大前 直	岸本町学識経験者
		山西 敷	岸本町学識経験者
		秋田 壽江	岸本町学識経験者
		白石 鉄平	岸本町学識経験者
		中野 喜弘	溝口町学識経験者
		松本 和三	溝口町学識経験者
		南葉 正明	溝口町学識経験者
		小谷 勢津子	溝口町学識経験者
大森 正人		溝口町学識経験者	
監査委員		高塚 一男	岸本町代表監査委員
		森谷 淳	溝口町監査委員

岸本町・溝口町合併協議会幹事会名簿

溝 口 町			岸 本 町		
幹事長	助役	圓山 和紀	副幹事長	助役	石田 保
幹事	教育長	木村 寛司	幹事	教育長	妹尾 千秋
	総務課長	森田 俊朗		総務課長	岡田 賢治
	企画課長	杉原 良仁		地域振興課長	鞍掛 宣史

岸本町・溝口町合併協議会事務局名簿

事務局長	石田 保	岸本町助役	室長	佐蔵 絢子	溝口町課長囑託
副事務局長	圓山 和紀	溝口町助役	次長	斉下 正司	岸本町課長補佐
			次長	影山 知也	鳥取県主幹
			室長補佐	森 道彦	溝口町課長補佐
			主事	遠藤 友識	岸本町主事
			主事	小村 里美	岸本町囑託

岸本町・溝口町合併協議会設立までの経緯

日 付	主 な 出 来 事
昭和40年 3月 29日	市町村の合併の特例に関する法律 制定
平成11年 7月 16日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 (地方分権一括法) 公布
	市町村の合併の特例に関する法律 (合併特例法) 一部改正
平成12年 4月 1日	地方分権一括法 施行
平成13年	1月 26日 鳥取県主催の「市町村合併の考え方」説明会を岸本町で開催
	5月 21日 日野郡4町合併問題勉強会を設置
	7月 5日 西部地域振興協議会合併問題等勉強会 (西部14市町村) を設置
	18日 西部4町 (西伯、会見、岸本、溝口) 合併研究会を総務課長レベルで設置
10月 1日	溝口町議会で「市町村合併問題調査特別委員会」を設置
12月 27日	県日野総合事務所主催で日野郡4町市町村合併研修会を開催
平成14年	1月 18日 岸本町議会で「合併調査検討特別委員会」を設置
	4月 24日 溝口町議会選挙のため「市町村合併問題調査特別委員会」を解散
	4月 26日 溝口町議会改選後、改めて「市町村合併問題調査特別委員会」を設置
	5月 9日 岸本町議会合併調査検討特別委員会で「市町村合併はやむを得ない」と結論
	28日 岸本町 5月28日～6月2日 (5地区) 集落役員対象に市町村合併説明会開催
	6月 10日 溝口町 6月10日～6月12日 (3地区) 町内住民を対象に市町村合併説明会開催
	7月 24日 溝口町 市町村合併に関する住民アンケート実施
	10月 4日 溝口町議会 市町村合併問題調査特別委員会でアンケート結果を検討し岸本町議会の結論を待って合併の枠組みを決定することを確認
	10月 7日 岸本町長、合併調査検討特別委員会で米子市を含む周辺市町村 (溝口町、淀江町、日吉津村、境港市) との対等合併案を表明。合併案について全世帯を対象としたアンケート調査を実施することについて議会が合意
	15日 岸本町長、区長協議会で合併案の考え方、アンケートの内容について説明
	11月 11日 岸本町議会合併調査検討特別委員会で米子市を含む周辺市町村との対等合併支持多数の結果を受け「アンケートの結果に沿って取り組む」と決定
	11月 14日 溝口町議会市町村合併問題調査特別委員会で2町合併方針を確認
	12月 24日 境港市長は、市議会本会議で、市議会の境港市存続決議を受け、境港市単独の存続を表明により米子市を含む周辺市町村との対等合併案が不可能になる
平成15年	1月 7日 岸本町長、岸本町議会議長他と、合併方針について意見交換
	10日 溝口町議会、岸本町議会に両町合併を要請
	22日 岸本町長、合併調査検討特別委員会で二町合併方針を正式表明。これを受け議会として二町合併への賛否を問う全世帯対象のアンケートを行うことを決定
	24日 溝口町議会 市町村合併問題調査特別委員会で岸本町のアンケート結果を待って合併枠組みの結論を出すことを確認
	2月 13日 岸本町議会合併調査検討特別委員会で溝口町との二町合併案支持多数の結果を受け、溝口町との合併方針を賛成多数で決定
	14日 溝口町議会「市町村合併調査特別委員会」で岸本町との二町合併方針を最終決定
	19日 両町長及び議長が知事に合併重点支援地域指定と合併協議会へ県職員派遣を要請
	3月 20日 両町各議会において、岸本町・溝口町合併協議会の設置について議決
	24日 両町で岸本町・溝口町合併協議会設置及び規約に関する協議書締結 県に岸本町・溝口町合併協議会の設置届提出
	4月 1日 岸本町・溝口町合併協議会の設置

報告第1号

岸本町・溝口町合併協議会幹事会設置要領

(設置)

第1条 岸本町・溝口町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第1項の規定に基づき、岸本町・溝口町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、岸本町・溝口町合併協議会長(以下「会長」という。)の指示を受け、岸本町・溝口町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、岸本町・溝口町合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

岸本町	助役、教育長、合併担当課長、町長が指名する課長
溝口町	助役、教育長、合併担当課長、町長が指名する課長

報告第2号

岸本町・溝口町合併協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 岸本町・溝口町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、岸本町・溝口町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、岸本町・溝口町合併協議会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、岸本町・溝口町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 専門部会長を除く課長職全員

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長の要請、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	主管する協議項目	関係所管課		委員
		岸本町	溝口町	
総務部会	財産、慣行、機構及び組織、例規、職員の身分、広域行政、公共団体、消防防災、使用・手数料、補助・交付金、字名、諮問機関、財政、公共交通、その他	総務課 地域振興課	総務課 企画課 情報課 住民課	担当課長 及び 担当者
税務出納部会	地方税、納税、出納、地籍、その他	税務地籍課 出納室	住民課 出納室	同上
議会部会	議員定数・任期、監査、その他	議会事務局	議会事務局	同上
企画部会	新町建設計画、電算システム、地域コミュニティ、情報通信、地域間交流、女性政策、地域開発、交通安全、広報公聴、その他	地域振興課 行政改革推進室	企画課 情報課 福祉保健課	同上
保健福祉部会	介護保険、健康づくり、母子保健、老人保健、医療費助成、各種福祉、社会福祉協議会、その他	健康福祉課 住民環境課	福祉保健課 介護相談センター	同上
住民環境部会	窓口業務、国保、年金、保育、環境、衛生、同和人権、その他	住民環境課 税務地籍課 地域振興課 保育所 教育委員会事務局	住民課 福祉保健課 生活環境課 保育所 教育委員会事務局	同上
建設水道部会	土木建設、上水道、下水道、その他	建設水道課	土木課 生活環境課	同上
産業経済部会	農林水産業、商工業、観光、治山治水、農業委員会、地籍、その他	産業観光課 農業委員会事務局 建設水道課 税務地籍課	産業課 土木課 農業委員会事務局 企画課	同上
教育部会	通学区域、学校教育、社会教育、社会体育、学校給食、文化振興、その他	教育委員会事務局 給食センター 中央公民館 美術館 B & G 地域振興課	教育委員会事務局 給食センター 公民館 企画課 図書館	同上

岸本町・溝口町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸本町・溝口町合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき岸本町・溝口町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、副事務局長、室長、次長、室長補佐その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて鳥取県職員の派遣を要請することができるものとする。

3 分掌事務は、別表1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 室長は、事務局長及び副事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局の事務の統括
- (2) 事務局長及び副事務局長の補佐
- (3) 事務局長及び副事務局長を除く事務局職員の指揮監督

4 次長及び室長補佐は、室長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 分掌する事務の統括管理
- (2) 室長の補佐
- (3) その他の職員の指揮監督

5 その他の職員は、上司の命令を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 300万円未満の支出負担行為及び支出命令
- (2) 広報の編集及び発行に関すること。
- (3) 室長の休暇及び出張命令に関すること。
- (4) 事務事業調査のとりまとめに関すること。
- (5) 協議会及び幹事会に関すること。

2 室長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 100万円未満の支出負担行為及び支出命令
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 事務局長、副事務局長及び室長を除く事務局職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) 両町との連絡調整に関すること。
- (5) 各種資料等の調製に関すること。
- (6) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
- (7) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、副事務局長がその事務を代決する。
- 4 事務局長が不在のときは、副事務局長がその事務を代決する。
- 5 事務局長、副事務局長がともに不在のときは、室長がその事務を代決する。
- 6 室長が不在のときは、次長又は室長補佐がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第8条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、会長の属する町の例によるものとする。ただし、文書の記号については「岸溝合協」とする。

- 2 事務を処理する場合の起案は、起案用紙を用いて行なうものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管守、取扱い等については、会長の属する町の例によるものとする。

(職員の服務)

第10条 職員の服務、勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する町の例による。

(給与)

第11条 職員の給与については、それぞれ派遣する町の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する町の例により協議会が支給する。
(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

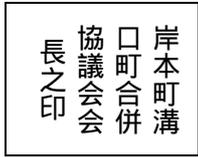
庶務及び会計に関すること。
合併の諸手続に関すること。
協議会の会議に関すること。
合併に関する資料の編さん、調整等に関すること。
新町建設計画に関すること。
財政計画に関すること。
両町及び新町の予算に関すること。
国及び県との連絡調整に関すること。
各種事務事業調整及びそれに伴う両町間調整に関すること。
事務事業調査に関すること。
広報・公聴に関すること。
その他合併に関すること。

別記様式（第8条関係）

（施行上の取扱い）重要 至急 例規 公印省略 郵送（普通・特別・その他）		分類・簿冊	
		保 存	・ 10 ・ 5 ・ 3
起 案	平成 年 月 日	決 裁 印 欄	
施 行 予 定	平成 年 月 日		
施 行	平成 年 月 日		
提 出 期 限	平成 年 月 日		
開示・不開示の 区 分	開示 ・ 部分開示 ・ 不開示		
不開示理由及 び不開示部分			
発 ・ 受	岸溝合協第 号	起 案 者	
会 長	副 局 長	室長補佐	
副 会 長	室 長	係 長	
局 長	次 長	合 議	
供 覧	岸本町役場		
	溝口町役場		
件 名			
（起案理由）			

岸本町・溝口町合併協議会

別表2（第9条関係）

公印の名称	ひな形	寸法	書体	管守者	用途	個数
岸本町・溝口町合併協議会会長の印		方21 ミ リメートル	てん書	岸本町・溝口町合併協議会事務局室長	岸本町・溝口町合併協議会の一般文書用	1

岸本町・溝口町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸本町・溝口町合併協議会規約第15条の規定に基づき、岸本町・溝口町合併協議会(以下「協議会」という。)の予算、出納その他財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、岸本町・溝口町の負担金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係町長に送付しなければならない。

(出納等)

第3条 協議会の出納は、会長が行なう。

2 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずるものとする。

3 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(その他の財務に関する事項)

第4条 前2条に定めるもののほか協議会の予算、出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町の例による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は平成15年4月1日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

報告第5号

岸本町・溝口町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸本町・溝口町合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条第2項の規程に基づき、岸本町・溝口町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の委員及び監査委員の報酬は、日額5,300円とする。ただし、岸本町の長、溝口町の長及びその他地方公共団体の常勤職員から選任された委員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が協議会の会議等に出席し、又は職務のために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条ただし書に定める委員については、協議会の会議等の出席に対しては、これを支給しない。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、会長の属する町の特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか協議会委員等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

報告第6号

岸本町・溝口町合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程

(要旨)

第1条 この規程は、岸本町・溝口町合併協議会委員等の公務災害補償等について必要な事項を定めるものとする。

(公務災害補償等)

第2条 協議会の委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)が、協議会の活動中又は協議会会議等への出席のため旅行中に生じた災害に対する補償等については、会長の属する町の議会の議員の例による。ただし、岸本町の長、溝口町の長及びその他地方公共団体の常勤職員については、それぞれの身分に基づき、それぞれの団体が公務災害補償等を行なうものとする。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の公務災害補償等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

協議案第 1 号

岸本町・溝口町合併協議会会議運営規程の制定について

岸本町・溝口町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり制定する。

平成 1 5 年 5 月 1 3 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

岸本町・溝口町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 岸本町・溝口町合併協議会規約(以下「規約」という。)第9条第3項の規定に基づき、岸本町・溝口町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は原則として公開するものとする。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決をとろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣言する。

(会議録)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録(様式第1号)を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 議長は、調製した会議録に記名押印し、これを保管するものとする。

3 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開するものとする。

2 前項の公開は、会議録が確定した後、議長が定める方法により行なうものとする。

(傍聴)

第8条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められた場合は、会議を公開しないことができる。

2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長

が会議に諮り決するものとする。

3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人の定員)

第9条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、20人とする。ただし、会場の都合により、議長は、定員の数を増減することができる。

(傍聴の手続)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、議長が指定する場所で、住所及び氏名を傍聴人受付簿(様式第2号)に記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼり、ビラの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、マイク、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することについて議長の許可を受けた者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、職員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 飲食及び喫煙をしないこと。

(4) 鉢巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。

- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第 1 3 条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第 1 4 条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 1 5 条 傍聴人がこの規定に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(規律)

第 1 6 条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議の会場において、資料、新聞紙、文書等を配布する時は、議長の許可を得なければならない。

(委任)

第 1 7 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 5 月 1 3 日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

会 議 録

会議の名称			
開催日時		年 月 日 () 時 分開会 ・ 時 分閉会	
開催場所			
議長氏名			
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名			
事務局氏名			
会議事項	1 議 題		2 会議結果
会議の結果		別添のとおり	
会議資料			
その他の 必要事項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
年 月 日		会長(議長) <div style="text-align: right;">印</div>	

(會議經過)

發 言 者	議 題 ・ 發 言 內 容 ・ 決 定 事 項

様式第2号(第10条関係)

傍聴人受付簿

申 込 日	住 所	氏 名	番 号
傍聴希望日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

傍 聴 人 受 付 簿(報道関係者用)

申 込 日	会 社 名	氏 名
傍聴希望日	会 社 住 所	撮影・録音の有無
年 月 日		
年 月 日		撮影 有・無 録音 有・無
年 月 日		
年 月 日		撮影 有・無 録音 有・無
年 月 日		
年 月 日		撮影 有・無 録音 有・無
年 月 日		
年 月 日		撮影 有・無 録音 有・無
年 月 日		
年 月 日		撮影 有・無 録音 有・無
年 月 日		
年 月 日		撮影 有・無 録音 有・無
年 月 日		
年 月 日		撮影 有・無 録音 有・無
年 月 日		
年 月 日		撮影 有・無 録音 有・無

岸本町・溝口町合併協議会会議録等の公開方法について

岸本町・溝口町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、岸本町・溝口町合併協議会の会議録及び会議資料の公開方法は、次のとおりとする。

- 1 会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）の公開は、閲覧又は写しの交付の方法により行なう。ただし、会議録等の公開をすることにより、当該文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他相当の理由があると認めるときは、当該文書に代えてその写しにより公開する。
- 2 会議録等又はその写しの閲覧は、岸本町・溝口町合併協議会事務局において行なうものとする。なお、閲覧の日時については、土曜日、日曜日、祝日法による休日、年末年始の休日を除く日の午前8時30分から午後5時までの間で、閲覧をする者と事務局が協議して定めるものとする。
- 3 会議録等を閲覧する者は、当該会議録等の原本を改変し、汚損し、又は破損してはならない。
- 4 会議録等を閲覧しようとする者は、会議録等閲覧申請書（様式第1号）を提出しなければならない。
- 5 公開に係る費用は、無料とする。ただし、会議録等の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を別表のとおり負担しなければならない。
- 6 事務局は、ホームページを通じて会議録等の内容を公開するものとする。

別表

会議録等の写しの交付			費用の額等
写しの作成	事務局が使用する複写機によるもの	モノクローム	1枚につき10円
		カラー	1枚につき100円
	外部委託によるもの		作成に要した費用の実費
写しの送付			郵便法（昭和22年法律第165号）に定める郵便物の料金に相当する郵便切手代

様式第1号(4号関係)

会議録等閲覧申請書

平成 年 月 日

岸本町・溝口町合併協議会会長 様

住所 〒

氏名

(名称及び代表者名)

連絡先 電話番号

岸本町・溝口町合併協議会会議運営規程第7条及び岸本町・溝口町合併協議会会議録等の公開方法の規定により、次のとおり会議録等の閲覧を申請します。

申請する 会議録等の 具体的な内容			
申請者の区分	1 岸本町・溝口町に住所を有する者 2 岸本町・溝口町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体 3 岸本町・溝口町に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 岸本町・溝口町合併協議会が行う事務又は事業に利害関係を有する者		
	3の事務所 又は事業所	名 称： 所 在 地： 電 話 番 号：	
	4の利害関 係の具体的 な 内 容		
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 閲覧及び写しの交付 郵送の希望(有・無)		
備 考		受 付	

協議案第 2 号

岸本町・溝口町合併協議会小委員会規程の制定について

岸本町・溝口町合併協議会小委員会規程を別紙のとおり制定する。

平成 1 5 年 5 月 1 3 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

岸本町・溝口町合併協議会小委員会設置規程

(設置)

第1条 岸本町・溝口町合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第2項の規定に基づき、岸本町・溝口町合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(名称及び所管事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整を行なうものとし、名称を次のとおり定める。

- (1) 岸本町と溝口町が合併した場合における新町の名称に関することとし、新町名称小委員会と称する。
- (2) 岸本町と溝口町が合併した場合における新町の事務所の位置に関することとし、新町事務所位置小委員会と称する。
- (3) 岸本町と溝口町が合併した場合における新町の議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期に関することとし、議員等の定数及び任期小委員会と称する。
- (4) その他合併協議に関し、調整困難な事項に関すること。

(組織)

第3条 小委員会は、所管事務ごとにそれぞれ設置する。

2 前条の小委員会は、協議会の会長が、協議会の委員のうちから指名する。

3 小委員会の委員数は、ひとつの小委員会につき10名以内とする。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、小委員会の委員の中から互選する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議は、委員長が必要に応じて随時開催する。

2 会議は、小委員会の委員半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、協議会の事務局が行なう。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年5月13日から施行する。

協議案第 3 号

平成 15 年度 岸本町・溝口町合併協議会予算

平成 15 年度岸本町・溝口町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,001 千円とする。

2 歳入歳出の款項目の区分及び当該区分ごとの金額は、別紙平成 15 年度岸本町・溝口町合併協議会収支予算書による。

(歳入歳出の流用)

第 2 条 平成 15 年度中当協議会の予算支出に当たり、項相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成 15 年 5 月 13 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

平成 15 年度 岸本町・溝口町合併協議会予算

歳入

(単位:千円)

科 目			本年度	前年度	比 較	節 分		説 明
款	項	目				区 分	金額	
1	負担金		27,000					
	1	負担金	0					
		1 負担金	27,000			1 市町村負担金	27,000	岸本町 13,500 溝口町 13,500
3	諸収入		1					
	1	諸収入	1					
		1 諸収入	1			1 預金利子	1	
計			27,001					

歳出

(単位:千円)

科 目			本年度	前年度	比 較	節 分		説 明
款	項	目				区 分	金額	
1	事業運営費		26,917					
	1	会議費	3,002					
		1 会議費	3,002			1 報酬	1,590	委員報酬 1,590
						8 報償費	50	委員研修講師謝礼 50
						9 旅費	982	委員費用弁償 450 委員視察旅費 532
						11 需用費	80	消耗品費 42 食糧費 38
						14 使用料及び賃借料	300	バス借上料 300
	2	事務局費	14,342					
		1 事務局費	14,342			9 旅費	91	視察随行出張旅費 38 53
						11 需用費	1,041	消耗品費 960 燃料費 51 修繕料 30
						12 役務費	180	通信費 180
						13 委託料	400	管内図作成委託料 400
						14 使用料及び賃借料	240	事務機器リース料 240
						15 工事請負費	300	電気・電話配線工事 300
						18 備品購入費	100	事務機器等購入費 100
						19 負担金補助及び交付金	11,990	県職員派遣負担金 8,410 嘱託職員負担金 3,580
	3	事業推進費	9,573					
		1 事業推進費	9,573			8 報償費	250	講師謝礼 150 新町名称入選賞品 100
						11 需用費	2,873	講演会等消耗品 50 講師食事代 1 協議会広報印刷 2,822
						12 役務費	440	通信費 440
						13 委託料	6,010	例規事務事業調査委託等 6,010
2	予備費		84					
	1	予備費	84					
		1 予備費	84				84	
計			27,001					

協議案第4号

平成15年度岸本町・溝口町合併協議会事業計画について

平成15年度岸本町・溝口町合併協議会事業計画を別紙のとおりとする。

平成15年5月13日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

平成 15年度合併協議会事業計画

事業項目	事業内容	備考
合併協議会	合併協議会会議の開催 原則として毎月開催予定 案 毎月第二水曜日午後 2時～ 岸本町・溝口町で交互に開催	
	調査研究事業 先進合併協議会の視察研修 県内、近県の合併協議会を視察し、運営の参考とする。	
	研修会開催 市町村合併についての現状や課題を確認するとともに、合併について認識を深めるために実施する。	委員、役場職員等
	小委員会開催 合併協定項目のうち、新町の名称・事務所所在地等の重要で、幹事会などの調整になじまないものについて、小委員検討、調整し協議会で決定する。	
広報活動	広報誌発行 住民への情報提供の一環として、協議会の会議の内容を伝えるため、広報を発行、全世帯に配布する。	月1回発行予定
	ホームページ開設 住民への情報提供の一環として、ホームページを開設し、協議会の会議の内容や会議資料を閲覧できるようにする。	
	説明会の開催	
	講演会、シンポジウムの開催 先進合併市町村の事例講演、有識者によるパネルディスカッション等を行ない、合併に関する意識啓発を図る。	
委託事業(業務)	・電算システム統合計画策定 両町の電算システムは、県情報センターにより開発・導入を行っているため、統合計画の作成は専門性、効率性及び経済性の観点から同センターに委託する	計画作成は、協議会事務局が行い、計画の実行は各町が行う
	・例規事務事業委託 両町とも例規(条例等)の調整 製本を、株式会社ぎょうせいに委託しているため、例規事務事業は専門性、効率性及び経済性の観点から同社に委託する。	資料作成及び例規印刷を委託し、調整原案は、専門部会で行う

協議案第 5 号

岸本町・溝口町合併協議会監査委員の委嘱について

岸本町・溝口町合併協議会監査委員を次の者に委嘱する。

記

岸本町代表監査委員 高 塚 一 男

溝 口 町 監 査 委 員 森 谷 淳

平成 1 5 年 5 月 1 3 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議案第 6 号

岸本町・溝口町合併協議会協議項目の設定について

岸本町・溝口町合併協議会協議項目を別紙のとおりとする。

平成 15 年 5 月 13 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

岸本町・溝口町合併協議会協議項目

番号	協議項目	備考
1	合併の方式	
2	合併の期日	
3	新町の名称	小委員会で協議
4	新町の事務所の位置	小委員会で協議
5	財産の取扱い	
6	慣行の取扱い	
7	機構及び組織の取扱い	
8	条例、規則等の取扱い	
9	議員定数及び任期の取扱い	小委員会で協議
10	農業委員会委員定数及び任期の取扱い	小委員会で協議
11	特別職の職員の身分	
12	一般職の職員の身分の取扱い	
13	広域行政の取扱い	
14	公共的団体の取扱い	
15	消防団の取扱い	
16	地方税の取扱い	
17	使用料、手数料等の取扱い	
18	補助金、交付金の取扱い	
19	町名、字名の取扱い	
20	諮問機関の取扱い	
21	国民健康保険事業の取扱い	
22	介護保険事業の取扱い	
23	電算システムの取扱い	
24	新町建設計画	
25	各種事務事業の取扱い	
26	郡の所属の取扱い	

協議案第7号

岸本町・溝口町合併協議会の協定項目等の協議調整方針について

岸本町・溝口町合併協議会の協議項目等の協議調整方針を別紙のとおりとする。

平成15年5月13日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

岸本町 溝口町合併協議会の協定項目等の協議調整方針 (案)

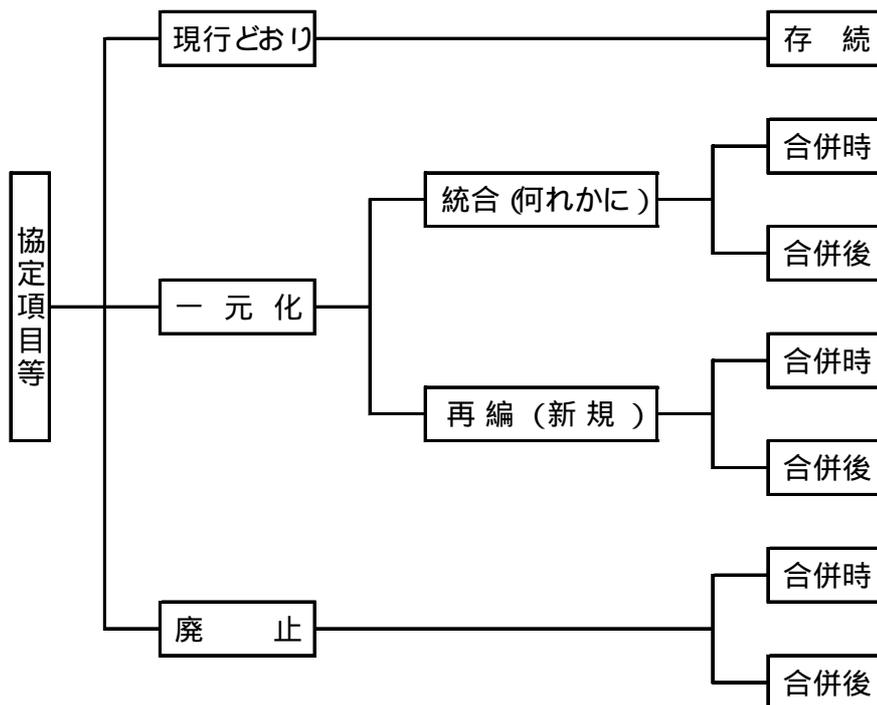
1. 協議 調整の基本原則

- (1)すべての協議 調整は、合併の目的である地域の発展、住民サービスの維持向上及びの解決を目指すものでなくてはならない。
- (2)両町の立場を尊重しあい、対等・平等の立場で協議 調整を行わなければならない。
- (3)国 県を中心とした関係行政機関との協定内容は、原則として引き継ぐものとする。
- (4)事務事業の協議 調整に当たっては、行政改革推進の観点から見直しに努めるものとする。
- (5)制度等の違いがあるものについては、原則として一元化を図るものとし、健全な財政を維持範囲で調整するものとする。負担増となる場合は、具体的な理由・根拠を明示する。

2. 具体的な協議 調整方針

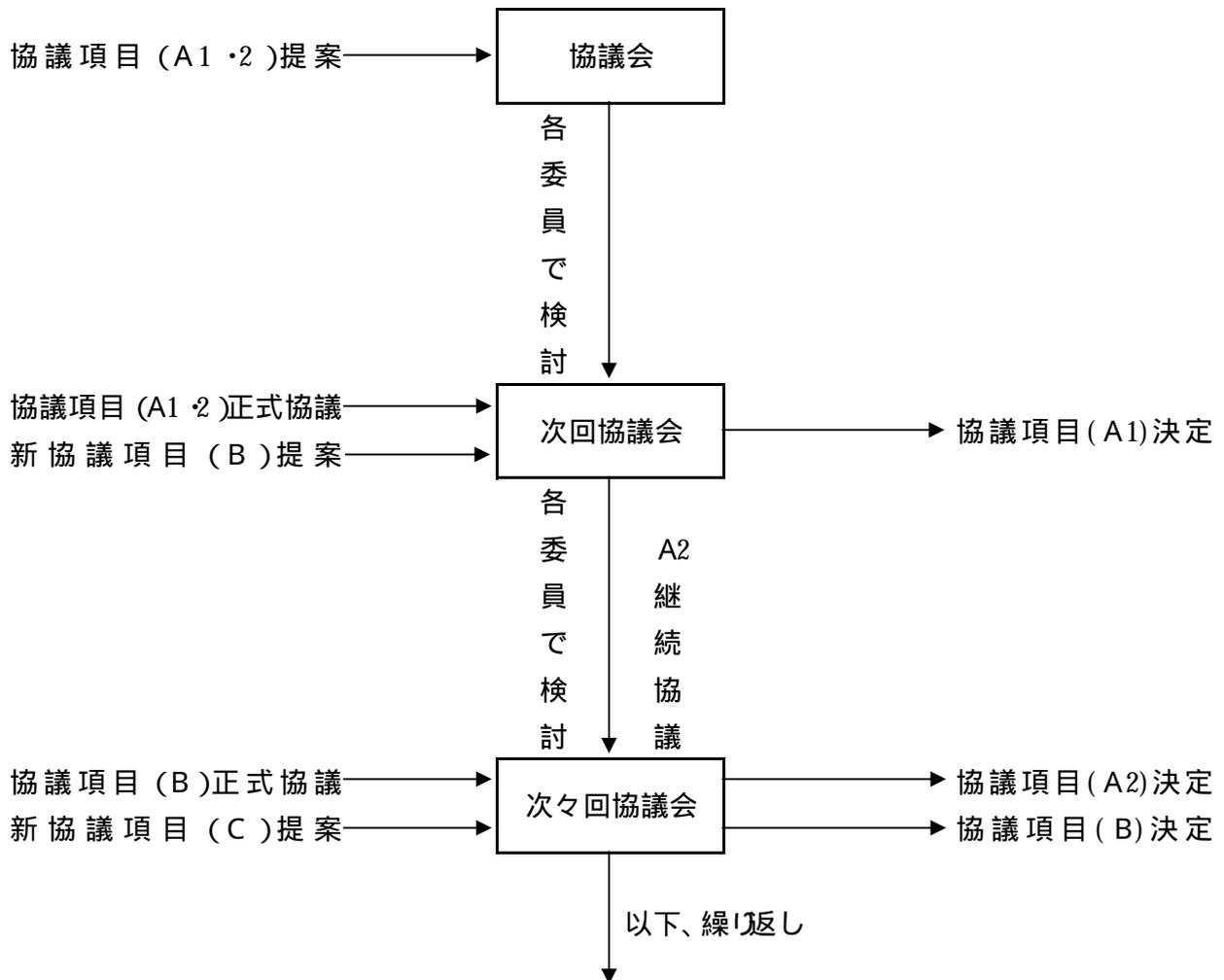
協定項目等の協議 調整は、おおむね次の区分の何れかによるものとする。

- 現行のまま新町に引き継ぐもの
- 合併時に一元化 (統合 再編)で調整するもの
- 合併後に一元化 (統合 再編)で調整するもの
- 合併時に廃止の方向で調整するもの
- 合併後に廃止の方向で調整するもの



- (注) 合併時に一元化 :合併と同時に新町の町長職務代理者の専決処分により即時制定し、併
もの
合併後に一元化 :新町の議会で逐次制定し、施行させるもの
合併時に廃止 :合併と同時に両町の法人格が消滅し、自動的に廃止させるもの
合併後に廃止 :新町に引き継ぎ暫定的に施行するが、その後、新町の議会で逐次廃止さ

合併協議会での協議の流れ



流れの概要

合併協議会で調整案等協議事項について提案 (資料提出及び説明)

次回の協議会まで、各委員において検討

次回協議会で正式に協議し、決定 (場合により継続協議とし、次の協議会で再協議)

協議案第 8 号

各種事務事業の調整方針について

各種事務事業の調整方針を別紙のとおりとする。

平成 1 5 年 5 月 1 3 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

各種事務事業調整方針(案)

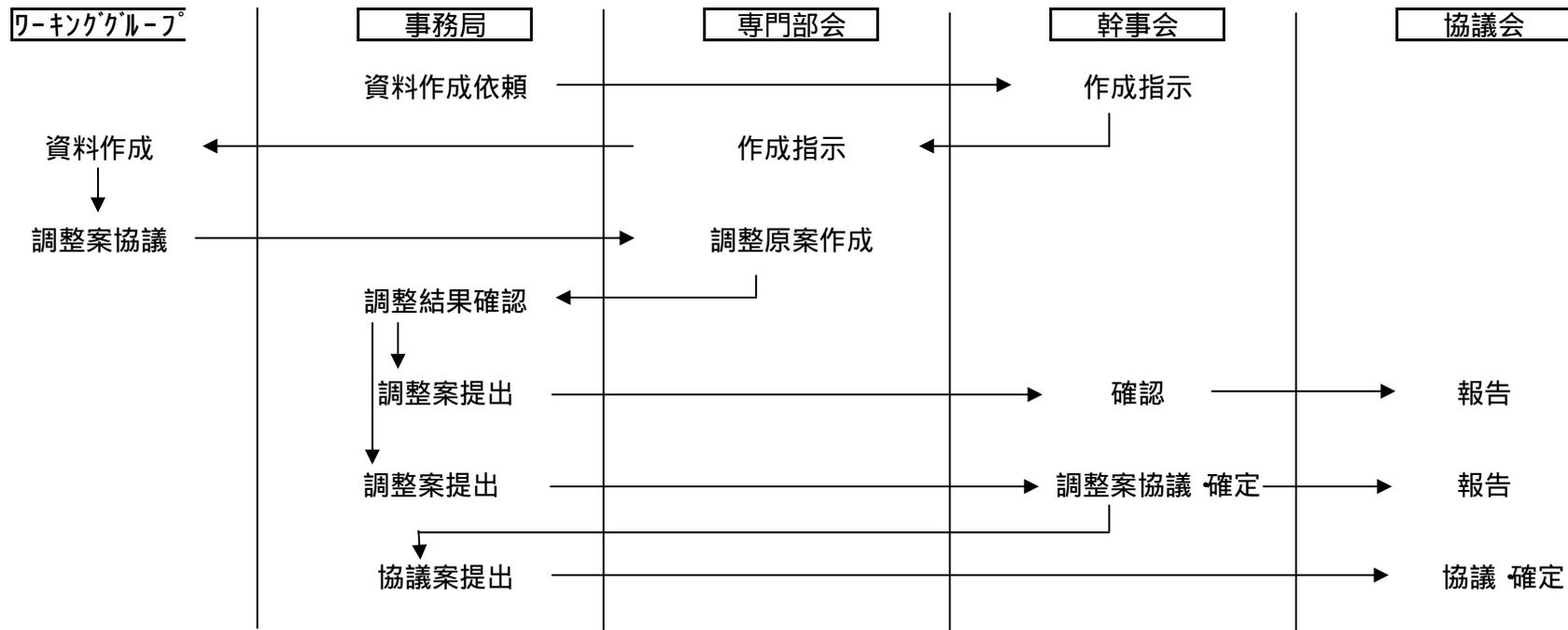
国・県の法例に基づき、住民の負担を伴わない事務事業で、事務作業のみを統一すればよいものは、専門部会で調整方針を確定し、幹事会が確認後、協議会に報告

(例 戸籍、住基、統計等)

両町で実施しており、住民の負担及び生活に変更がない、若しくは変更後の負担等に調整の余地がない事務事業は、幹事会で調整方針を確定し、協議会に報告

(国・県事業の地元負担金、税率が同じ地方税等)

上記以外のものについては、協議案として協議会に提出し決定



協議案第9号

合併の方式について

西伯郡岸本町及び日野郡溝口町が合併する場合の合併の方式は、西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する合併とする。

平成15年5月13日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議案第 10 号

合併の期日について

西伯郡岸本町及び日野郡溝口町が合併する場合の期日は、平成 17 年 1 月を目標とする。

平成 15 年 5 月 13 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議案第 11 号

岸本町・溝口町合併協議会委員視察研修について

岸本町・溝口町合併協議会委員視察研修を別紙のとおり実施する。

平成 15 年 5 月 13 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

岸本町・溝口町合併協議会委員視察研修
(第2回協議会)

1 目的

既に市町村合併を行った市町村を視察することにより、本協議会委員の合併に関する見識を高め、今後の協議会の運営及び協議の実務の参考とする。

2 視察研修参加予定者

協議会委員	22名
事務局	4名
計	26名

3 期日

平成15年6月24日(火)～25日(水) 一泊二日

両市に電話で問い合わせたところ、6月中に連続して両市を視察可能な日程は、この日程のみであった。

4 視察先(全行程バスで移動)

6月24日午後 香川県さぬき市(平成14年4月1日合併)

6月25日午後 兵庫県篠山市(平成11年4月1日合併)

協議案第 12 号

岸本町・溝口町合併まちづくり計画策定方針について

岸本町・溝口町合併まちづくり計画策定方針を別紙のとおりとする。

平成 15 年 5 月 13 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

岸本町・溝口町合併まちづくり計画策定方針

1. 趣旨

岸本町と溝口町は、地方分権や少子高齢化社会などに対応し、地域の特性を生かしたまちづくりを行うため、合併を目指し、基本方針となる新町建設計画（岸本町・溝口町合併まちづくり計画）を住民参画により策定する。

2. 根拠法令：市町村の合併の特例に関する法律 第3条第1項及び第5条

3. 策定体制：別紙1「まちづくり計画策定体制」

4. 作業行程及びスケジュール：別紙2「まちづくり計画策定フロー図」

5. 計画内容

(1) 合併町建設の基本方針

(2) 合併町又は県が実施する新町建設の根幹となるべき事業に関する事項

(3) 公共的施設の統合整備に関する事項

(4) 合併町の財政計画

6. 策定上の留意事項

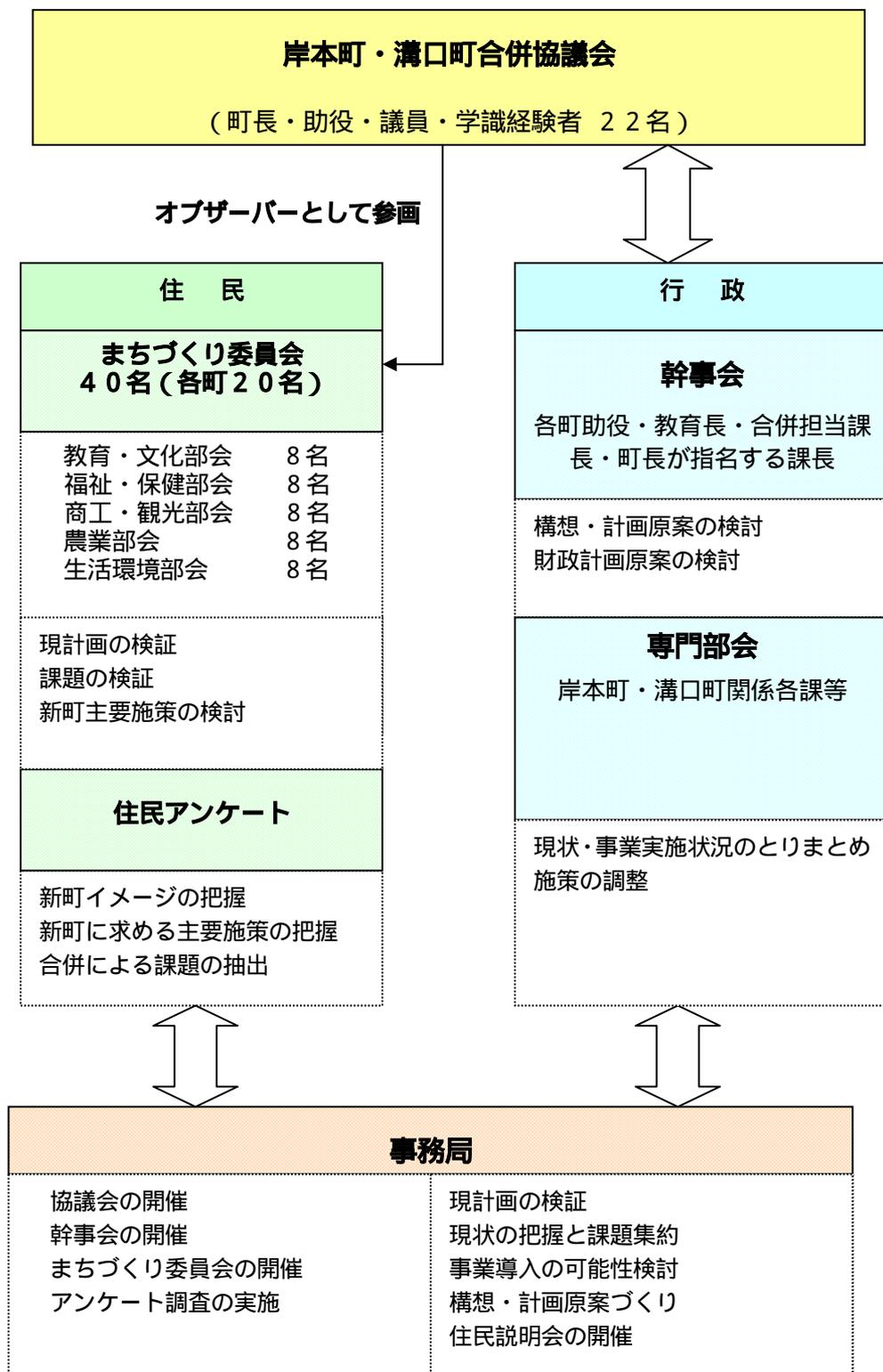
(1) 両町の現行総合計画をふまえながらも、単に総合計画をつなぎあわせただけのものではなく、真に合併新町の建設に資する事業を選び、計画内容が実現困難なものとならないよう合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とする。

(2) 単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画にする。

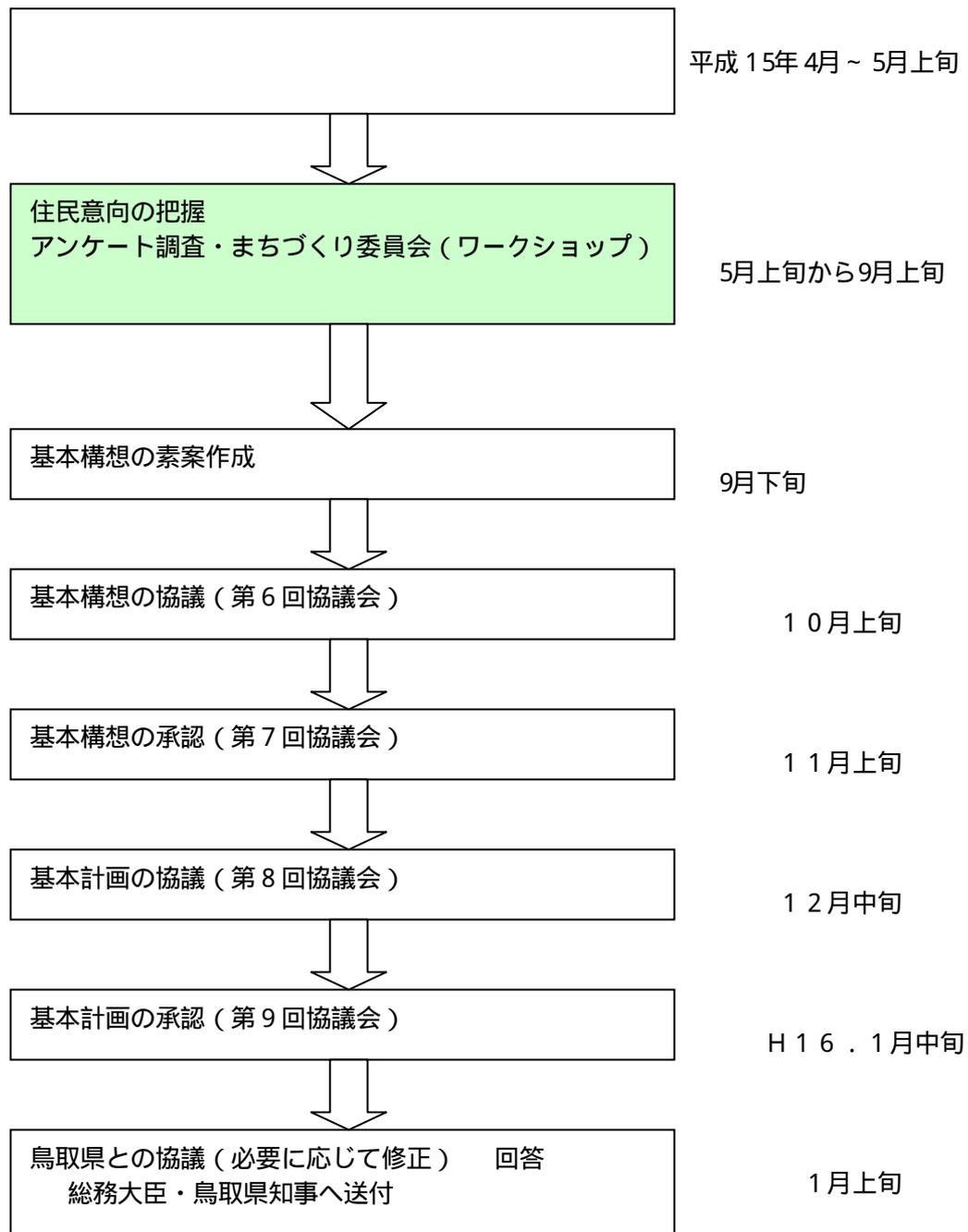
(3) 計画が地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高める計画という役割を担っていると同時に併せて組織及び運営の合理化を図る。

(4) 旧町意識を早期に解消し、新町建設を進めるための推進基盤を確立する。

別紙1 まちづくり計画策定体制



別紙2 まちづくり計画策定フロー図



住民参画

提案第 1 号

岸本町・溝口町合併協議会小委員会の運営について

岸本町・溝口町合併協議会小委員会の運営は、次のとおりとする。

- 1 新町名称小委員会の運営は、別紙 1 のとおりとする。
- 2 新町事務所位置小委員会の運営は、別紙 2 のとおりとする。
- 3 議員等の定数及び任期小委員会の運営は、別紙 3 のとおりとする。

平成 15 年 5 月 1 3 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

「新町名称小委員会」の運営について

- 1 協議会から小委員会へ検討を付託する事項
新町の名称の選定方法の決定
新町の名称案の選定
- 2 小委員会の所掌事項
新町の名称に関して必要な事項について調査及び審議すること
新町の名称の選定方法に関すること
その他新町の名称に関すること
調査及び審議の経過及び結果を協議会に報告すること
- 3 小委員会で検討を行う期限
平成15年9月頃を目処に協議会に報告。
- 4 小委員会の構成員(案)
(総数6名)

岸 本 町		溝 口 町	
	議 会 議 員		議 会 議 員
	学 識 経 験 者		学 識 経 験 者
	学 識 経 験 者		学 識 経 験 者

岸本町・溝口町合併協議会小委員会設置規程の第3条第2項及び第3項の規定により、岸本町・溝口町合併協議会委員のうちから会長が指名し、10名以内で構成。
岸本町・溝口町合併協議会小委員会設置規程の第4条の規定により、小委員会の委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出。
両町の助役はオブザーバーとして出席する。

- 5 小委員会での検討の進め方について
 - ・ 第一回の小委員会では、事務局から新町の名称選定についての基本的事項と先進地の事例について説明。
 - ・ それ以降の進め方は小委員会において協議をして決定し、自主的な運営に努める。

「新町事務所位置小委員会」の運営について

- 1 協議会から小委員会へ検討を付託する事項
新町の事務所位置及び既存庁舎の利用方法
合併後 10 年以内に新庁舎を建設することの可否（合併特例債の活用）
- 2 小委員会の所掌事項
新町の事務所位置等の決定に関して必要な事項について調査及び審議すること
新町の事務所位置等の決定方法に関すること
その他新町の事務所位置等の決定に関すること
調査及び審議の経過及び結果を協議会に報告すること
- 3 小委員会で検討を行う期限
平成 15 年 9 月頃を目処に協議会に報告。
- 4 小委員会の構成員
(総数 6 名)

岸 本 町		溝 口 町	
	議 会 議 員		議 会 議 員
	学 識 経 験 者		学 識 経 験 者
	学 識 経 験 者		学 識 経 験 者

岸本町・溝口町合併協議会小委員会設置規程の第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により、岸本町・溝口町合併協議会委員のうちから会長が指名し、10 名以内で構成。
岸本町・溝口町合併協議会小委員会設置規程の第 4 条の規定により、小委員会の委員の互選により委員長 1 名、副委員長 1 名を選出。
両町の助役はオブザーバーとして出席する。

- 5 小委員会での検討の進め方について
 - ・第一回の小委員会で事務局から新町の事務所位置等の決定についての基本的事項と先進地の事例について説明。
 - ・それ以降の進め方は小委員会で協議して決定し、自主的な運営に努める。

「議員等の定数及び任期小委員会」の運営について

- 1 協議会から小委員会へ検討を付託する事項
 新町の議会議員の定数及び任期
 新町の農業委員会委員の定数及び任期
- 2 小委員会の所掌事項
 新町の議会議員と農業委員会委員の定数及び任期について、調査及び審議すること
 新町の議会議員と農業委員会委員の定数及び任期の決定方法に関すること
 その他新町の議会議員と農業委員会委員の定数及び任期に関すること
 調査・審議の経過及び結果を協議会に報告すること
- 3 小委員会で検討を行う期限
 平成15年8月頃を目処に協議会に報告。

- 4 小委員会の構成員
 (総数6名)

岸 本 町		溝 口 町	
	議 会 議 員		議 会 議 員
	議 会 議 員		議 会 議 員
	学 識 経 験 者		学 識 経 験 者

岸本町・溝口町合併協議会小委員会設置規程の第3条第2項及び第3項の規定により、岸本町・溝口町合併協議会委員のうちから会長が指名し、10名以内で構成。
 岸本町・溝口町合併協議会小委員会設置規程の第4条の規定により、小委員会の委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出。
 両町の助役はオブザーバーとして出席する。

- 5 小委員会での検討の進め方について
 - ・ 第一回の小委員会で事務局から新町の議会議員と農業委員会委員の定数及び任期についての基本的事項と先進地の事例について説明。
 - ・ それ以降の進め方は小委員会において協議して決定し、自主的な運営に努める。

		合併スケジュール(案)					
年	月	協議会		町 町議会		県 国	
		主要事業	備考	事業	備考		
15	3		調事 書務 調現 製況		協議会設置協定締 ・県に設置届提出	協議会設置 届受理	
	4	協議会事務局設置					
	5			委員研修			
	6	↑ 新 原町 案基 策本 定構		↑ ム電 統算 シス テム 調査	先進地視察		
	7						
	8						
	9		画新 原町 案基 策本 定計				
	10						
	11			協定項目協議			
	12		修正	条例・ 例規 事務 事業 調整	新町建設計画県事前協議		
	16	1			新町建設計画県正式協議 新町建設計画を県へ送付	電算 シス テム 移行 作業 ・新 町移 行作 業	
		2					
3							
4							
5							
6				確認			
7				新町移行準備	合併協定書案決定		
8						合併関係議案提出	
9							県議会議決
10							総務省へ届出
11							この間 約20日
12							総務省告示
17	1		協議会解散		新町誕生		
	2						
	3						
	4						

専門部会別調整スケジュール一覧表

区 分		第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回
会 別	協議会	15. 6.11	15. 7. 9	15. 8.20	15. 9.10	15.10. 8	15.11.12	15.12.10	16. 1.14	16. 2.12	16. 3.10	16. 4.14	16. 5.12	16. 6. 9	16. 7.14
	町長会	15. 6. 4	15. 7. 2	15. 8.13	15. 9. 3	15.10. 1	15.11. 5	15.12. 3	16. 1. 7	16. 2. 5	16. 3. 3	16. 4. 7	16. 4.28	16. 6. 2	16. 7. 7
	幹事会	15. 5.23	15. 6.25	15. 8. 6	15. 8.27	15. 9.24	15.10.29	15.11.26	15.12.22	16. 1.28	16. 2.25	16. 3.31	16. 4.21	16. 5.26	16. 6.30
	事務局	15. 5.16	15. 6.18	15. 7.30	15. 8.20	15. 9.17	15.10.22	15.11.19	15.12.17	16. 1.21	16. 2.18	16. 3.24	16. 4.14	16. 5.19	16. 6.23
	専門部会	調整案決定		15. 6.11	15. 7.23	15. 8.13	15. 9.10	15.10.15	15.11.12	15.12.10	16. 1.14	16. 2.12	16. 3.17	16. 4. 7	16. 5.12
作業開始			15. 5月	15. 6.12	15. 7.24	15. 8.14	15. 9.11	15.10.16	15.11.13	15.12.11	16. 1.15	16. 2.13	16. 3.18	16. 4. 8	16. 5.13

注 本表は、予定であり変更があった場合は、作業スケジュールも適宜変更される。

協議会は、毎月第2水曜日(午後2時～)を原則とする。

町長会は、協議会の1週間前までに開催する。

幹事会は、毎週火曜日を原則とし、次回協議会開催の2週間前までに次回案件を調整する。

事務局は次回協議会開催の3週間前までに次回案件を調整する。

専門部会は、協議会案件提出の4週間前までに調整案を事務局に提出する。

岸本町・溝口町合併協議会委員等研修

1 目的

合併協議の実際と協議会委員の役割について理解してもらうとともに、両町を視察することによりお互いの町を理解してもらい、合併協議の円滑化に資することを目的とする。

2 研修参加予定者

岸本町・溝口町合併協議会の委員及び幹事

3 期日

5月23日(金) 午後1時～午後5時

4 場 所

岸本町農村環境改善センター2階多目的ホール

5 開催内容

(1) 講演・・・・・・・・・・・・・・・・・・(1時間)

東郷湖周地域3町村の合併協議について

講師：東郷湖周地域合併協議会事務局長 林 昭男 氏(東郷町助役)

(2) 岸本町、溝口町の視察・・・・・・・・・・(3時間)

岸本町選出の委員は溝口町を視察、溝口町選出の委員は岸本町を視察。

6 その他

講演については一般住民にも公開し、傍聴を受け付ける。

委員報酬の支払い方法について

1. 内容

委員報酬及び費用弁償を支払うに当たり、毎回現金で支払うためには、開催日の前週に資金前途を受け、当日支払い、翌日精算の3段階の手続きが必要となります。

また、今後は、協議会のみならず小委員会の開催等が見込まれることから、支払い回数の増加が考えられます。

そのため、事務手続きを簡素化することを目的に、次の支払い方法をお願いするものです。

2. 支払方法

- ・ 口座振込みとする。
- ・ 2ヶ月分を翌月上旬に支払うものとする。

3. 手続

別紙「口座振込依頼書」を第2回協議会までに、事務局にご提出ください。

口座振込依頼書

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝 様

岸本町・溝口町合併協議会委員報酬及び費用弁償を次の口座に振り込んでください。

金融機関名		支 店 名
銀行 信用金庫 農業協同組合 その他()		支店 営業所 出張所 その他()
口座の種類	口座番号	口座名義人
普通 当座 その他()		フリガナ： ご本人の口座をご指定ください。

平成 年 月 日

住所：

氏名：

印